

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

## 三重国民年金 事案 1140

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から61年3月まで

昭和58年にA市への転入手続を行った際、国民年金に加入し、その後、国民年金保険料は同市の出張所や郵便局で払込みをしていた。第3号被保険者となった際に、夫と「もう払込みに行かなくていいね。」と話した記憶がある。申立期間の保険料納付について調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和58年にA市において国民年金の加入手続を行ったとしているが、オンライン記録によると、申立人は、61年4月1日に第3号被保険者として国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者についても、申立人と同様、同日に第3号被保険者として国民年金被保険者資格を取得していることから、申立人の記号番号は、61年4月に国民年金の第3号被保険者制度が開始されたことを契機として払い出されたものであると考えられるほか、申立人の氏名の読み方を幾通りか変えるなどして調査しても、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳においても、国民年金の被保険者となった日として「61. 4. 1 3号B」と記録されており、オンライン記録とも一致している上、申立期間について、申立人の夫は共済組合に加入していることから、国民年金には任意加入対象となり、任意加入対象期間については、国民年金手帳記号番号が払い出された時点から遡及して国民年金被保険者資格を

取得することはできず、申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 1141

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年9月までの期間、55年8月から56年5月までの期間、61年2月から同年12月までの期間及び62年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年9月まで  
② 昭和55年8月から56年5月まで  
③ 昭和61年2月から同年12月まで  
④ 昭和62年4月から同年6月まで

申立期間の国民年金保険料は、姉である私が代わりに支払っていた。年金制度は非常に重要であると考えており、私自身、国民年金保険料を支払いながら、厚生年金保険に加入していた時期があるほどである。

(注) 申立ては、申立人の姉が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付を行っていたとする申立人の姉は高齢等のため聴取に応ずることができないことから、申立人の甥に聴取したものの、申立期間の保険料納付等についての具体的な供述を得ることはできず、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和62年3月に払い出されたものとみられることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられる上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立期間①の国民年金被保険者資格喪失処理、申立期間②の被保険者期間の追加処理及び申立期間③の被保険者資格取

得処理が、いずれも上記国民年金手帳記号番号により昭和 62 年 3 月に行われていることから、これらの期間が、国民年金手帳記号番号が払い出された後に遡及して国民年金の被保険者期間として追加された期間であることが確認できる上、追加処理が行われた時点では、これらの期間のうち申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 12 月 1 日から 38 年 5 月 20 日まで  
② 昭和 38 年 6 月 10 日から平成 12 年 7 月 1 日まで  
日本年金機構から送られてきた標準報酬月額の月別状況の内容は間違っていると思うので、調査の上訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社（B社の合併後の存続会社）に照会したところ、「当時の賃金台帳等資料が残っていないため、詳細は不明である。」との回答があり、同社における申立人の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、B社において申立人と同時期に被保険者資格を取得した複数の同僚に係るオンライン記録上の標準報酬月額を調査したが、申立人の標準報酬月額との間に特段の差異は無く、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の申立期間①における標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

申立期間②について、C社から提出された昭和 46 年 1 月から平成 12 年 6 月までの期間（昭和 48 年及び 55 年を除く。）の「所属別給与明細書」及び給与台帳に記載された厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致している上、D年金基金から提出された「厚生年金基金加入員台帳及び異動記録情報リスト」においても、申立人のC社に係る標準報酬月額の記録（60 年 10 月以降）は、オンライン記録の標準報酬月額と一

致していることが確認できる。

また、C社から提出された「資格取得の確認並びに標準報酬月額決定通知書」によると、申立人の同社における被保険者資格取得時（昭和44年5月1日）の標準報酬月額は3万円と決定されており、この額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、C社に係る厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の申立期間②における標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。